

国立大学法人北見工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

毎年6月及び12月に支給する期末特別手当において、役員としての業績に応じ、増額又は減額することができるものとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	}
理事	改定なし	
理事(非常勤)	改定なし	
監事	適用者なし	
監事(非常勤)	改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,229	11,868	4,230	131 (寒冷地手当)			
A理事	13,736	10,056	3,584	24 (通勤手当) 72 (寒冷地手当)			
B理事	13,771	10,056	3,584	131 (寒冷地手当)			
C理事 (非常勤)	2,400	2,400	0	0			*
A監事	該当者なし						
B監事 (非常勤)	2,400	2,400	0	0			
C監事 (非常勤)	2,400	2,400	0	0			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長		年 月			該当者なし	
理事		年 月			該当者なし	
監事		年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人材の効率的な配置と業務全般の効率化・合理化を図り、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準や職員の業務実績を十分考慮して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月, 12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績等に応じてそれぞれ支給割合を決定する。
昇給	原則として、毎年1月1日から12月31日までの期間、良好な成績で勤務した者には4号俸上位の号俸に、特に良好な成績で勤務した者にはさらに上位の号俸に、それぞれ昇給させることができる。 昇給は毎年1月1日付けで実施する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。(国家公務員の給与制度に準拠) 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

改正なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	227人	47.4歳	7,103千円	5,275千円	21千円	1,828千円
事務・技術	94人	42.2歳	5,283千円	3,994千円	25千円	1,289千円
教育職種 (大学教員)	131人	51.0歳	8,436千円	6,213千円	19千円	2,223千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1人					
その他医療職種 (看護師)	1人					

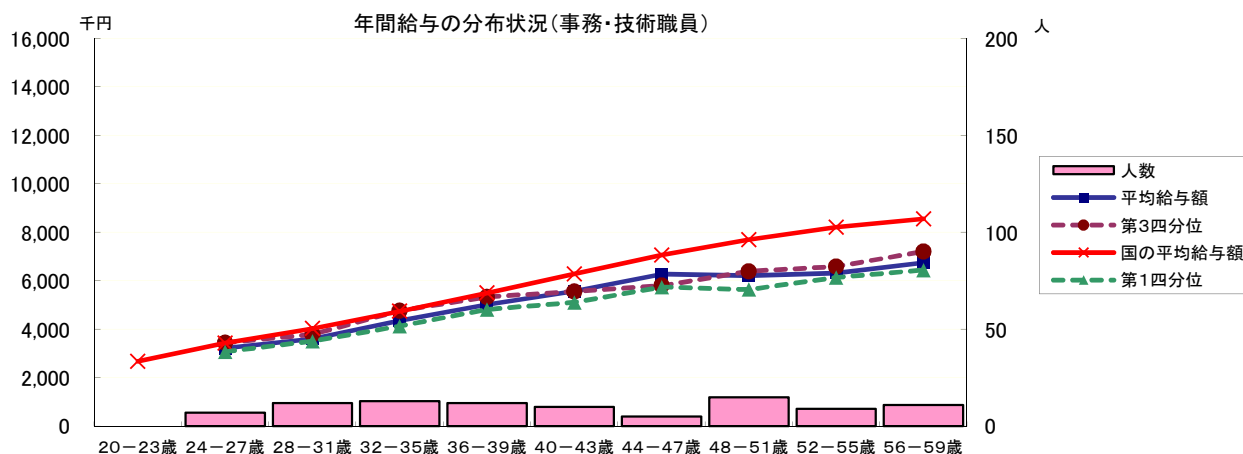
在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

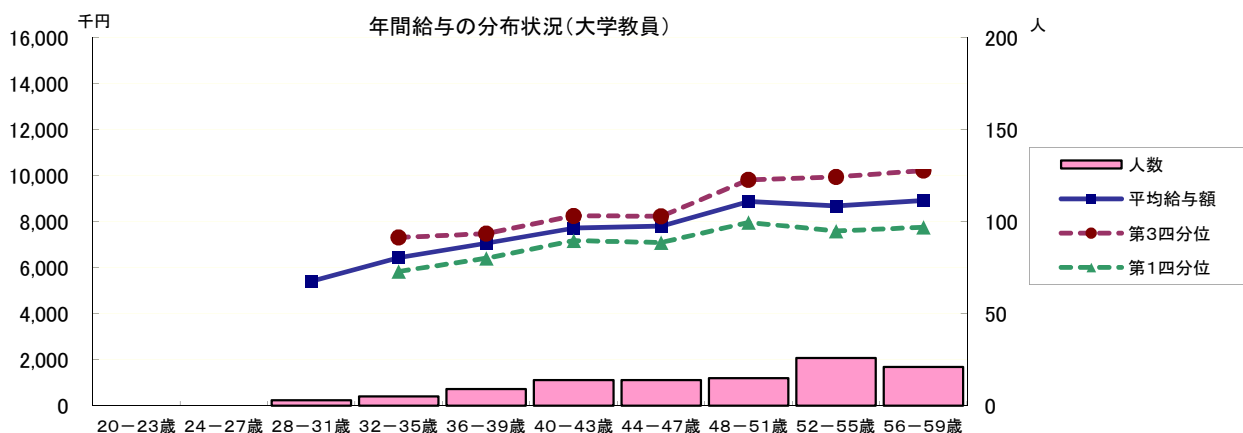
注2:本学における技能・労務職種とは、自動車運転手である。

なお、常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)並びに非常勤職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／大学教員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注:年齢28～31歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
課長	6	49.7	7,550	7,937	8,142
課長補佐	12	55.3	6,395	6,581	6,615
係長	52	44.1	4,914	5,411	5,787
主任	5	32.1	3,789	3,938	4,191
係員	19	29.0	3,173	3,507	3,871

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	48	56.0	9,403	10,148	10,624
准教授	58	47.8	7,466	7,794	8,306
講師	6	48.0	7,088	7,360	7,464
助教	19	49.2	5,837	6,283	6,734

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／大学教員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任・係長 係員	主任・係長	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	94 人	13 (13.8%) 人	13 (13.8%) 人	46 (48.9%) 人	11 (11.7%) 人	10 (10.6%) 人
年齢(最高 ～最低)		30～24 歳	37～28 歳	56～34 歳	59～50 歳	58～40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,821～2,263 千円	3,267～2,699 千円	4,726～3,104 千円	5,479～4,531 千円	6,485～4,760 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,603～2,976 千円	4,212～3,558 千円	6,335～4,168 千円	7,209～6,144 千円	8,142～6,441 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	課長	局長	局長	局長
人員 (割合)	1 (1.1%) 人	該当者なし () 人	該当者なし () 人	該当者なし () 人	該当者なし () 人
年齢(最高 ～最低)					
所定内給 与年額(最高 ～最低)					
年間給与 額(最高～ 最低)					

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	131 人	該当者なし () 人	19 (17.0%) 人	7 (7.4%) 人	57 (39.3%) 人	48 (36.3%) 人
年齢(最高 ～最低)			64～30 歳	61～31 歳	63～33 歳	64～43 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,372～3,944 千円	5,899～4,095 千円	7,083～4,178 千円	9,233～5,976 千円
年間給与 額(最高～ 最低)			7,089～5,234 千円	7,915～5,608 千円	9,355～5,737 千円	12,679～8,423 千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／大学教員)
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	53.5 %	55.7 %	54.7 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	46.5 %	44.3 %	45.3 %
	最高～最低	52.3 ~ 44.6 %	48.9 ~ 41.3 %	50.5 ~ 42.9 %
一般 職員	一律支給分(期末相当)	53.2 %	56.8 %	55.0 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	46.8 %	43.2 %	45.0 %
	最高～最低	52.9 ~ 43.5 %	49.5 ~ 35.3 %	49.4 ~ 40.8 %

(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	48.2 %	51.8 %	50.1 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	51.8 %	48.2 %	49.9 %
	最高～最低	54.9 ~ 34.6 %	51.5 ~ 31.6 %	53.2 ~ 33.0 %
一般 職員	一律支給分(期末相当)	52.4 %	55.7 %	54.2 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	47.6 %	44.3 %	45.8 %
	最高～最低	54.9 ~ 18.6 %	51.5 ~ 16.6 %	53.2 ~ 17.6 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／大学教員)
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	84.9
対他の国立大学法人等	97.1

(大学教員)

対他の国立大学法人等	94.3
------------	------

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 84.9
	参考
	地域勘案 92.5
	学歴勘案 86.2
	地域・学歴勘案 93.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61.9% (国からの財政支出額2,484,000千円, 支出予算の総額4,012,000千円: 平成23年度予算) 【検証結果】 本学は支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が5割を超えているが、そのほとんどは運営費交付金である。 給与制度は国家公務員の給与制度に準拠して決定しており、対国家公務員指数も100未満であることから、給与水準は適正だと思われる。
講ずる措置	今後も引き続き、適正な給与水準を維持するよう努める。

○本学教員と国家公務員との給与水準の比較指標 91.5

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の本学教員と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,892,061	1,936,353	△ 44,292	(△ 2.3)	△ 44,292	(△ 2.3)
退職手当支給総額 (B)	246,350	193,803	52,547	(27.1)	52,547	(27.1)
非常勤役職員等給与 (C)	109,525	116,090	△ 6,565	(△ 5.7)	△ 6,565	(△ 5.7)
福利厚生費 (D)	250,585	245,891	4,694	(1.9)	4,694	(1.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,498,521	2,492,137	6,384	(0.3)	6,384	(0.3)

総人件費について参考となる事項

①最広義人件費について

○前年度に比べて0.3%の増加となった。詳細は以下のとおり。

A. 給与、報酬等支給総額:前年度に比べ2.3%減少

※定年退職者について、人員削減や若年者による補充を行ったこと、教員の未補充者がいることによる。

B. 退職手当支給総額:前年度に比べ27.1%増加

※前年度に比べて退職手当支給者が6人増加したことによる。

C. 非常勤役職員給与:前年度に比べ5.7%減少

※文部科学省の産学官連携戦略展開事業による雇用(フルタイム)が終了したこと、非常勤の研究員1名を常勤職員(コーディネーター)として雇用したことによる。

D. 福利厚生費:前年度に比べ1.9%増加

※共済組合掛金率、健康保険料率、厚生年金保険料率が増加したことによる。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

○同方針において、国立大学法人は平成18年度からの今後5年間で、対平成17年度比で5%以上の人件費削減を行うことを基本とされていることを踏まえ、人件費削減に努める。

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,205,272	2,091,099	2,083,960	2,029,893	1,995,424	1,936,353	1,892,061
人件費削減率 (%)		△ 5.2	△ 5.5	△ 8.0	△ 9.5	△ 12.2	△ 14.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.2	△ 6.2	△ 8.7	△ 7.8	△ 9.0	△ 10.8

注1:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注3:平成23年度の人件費削減率(補正值)では△10.8%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△11.0%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

・役員、職員共に平成24年7月から実施